

# 坂田保育所における台風時等の保育の取り扱いについて

## ○台風時等の開所・閉所の対応について

坂田保育所の台風・緊急災害時の開所・閉所につきましては、**暴風警報の発令と合わせて、路線バスの運行状況を基準として対応**します。詳細は、以下のとおりとなります。

暴風警報及び路線バス運行開始時間	登所および給食等の対応
暴風警報発令中で、なおかつ 路線バスが始発から終日運休の場合	1日お休みになります。
午前6時までに暴風警報が解除、 若しくは路線バスが始発から運行した場合	通常通り開所し、通常どおり給食の提供ができます。
午前7時までに暴風警報が解除、 若しくは路線バスが運行開始した場合	暴風警報解除または路線バスの運行開始時刻から1時間後に開所し、通常どおり給食の提供ができます。
午前7時から午前9時までに暴風警報が解除 若しくは路線バスが運行開始した場合	暴風警報解除または路線バスの運行開始時刻から1時間後に開所し、軽食（おにぎり程度）での対応となります。
午前9時以降に暴風警報が解除、 若しくは路線バスが運行開始した場合	暴風警報解除または路線バスの運行開始時刻から1時間後に開所し、弁当持参もしくは、昼食を済ませてから、登所して下さい。
午後3時以降に暴風警報が解除、 若しくは路線バスが運行開始する場合	1日お休みになります。

注) 原則的には、上記のとおりに対応としますが、停電やその他特別な事情により、開所できなかったり、給食の提供ができない可能性もあります。

## ○登所後に路線バスの運行中止が決定された場合

1. 登所後に、路線バスの運行中止が決定された時点で、速やかにお子さまのお迎えをお願いします。(お子さまの安全を考慮し、遅くても2時間以内には、迎えられるようお願いいたします。)

## ○協力願い

1. 暴風時のお子さまの送迎につきましては、保護者が責任を持って対応し事故のないよう十分お気をつけ下さい。
2. その他、緊急災害時の発生により、平常保育ができない場合は休園等臨時処置をとることもありますのでご了承ください。  
※保護者の皆様は、常に連絡が取り合える(携帯・職場の連絡先)状況を整えて頂くようご協力をお願いします。
3. ホームページでのお知らせは、ネット環境によって、時間差(タイムラグ)が発生することが予想されますので、各家庭でテレビ、ラジオ等で情報収集し確認をお願い致します。
4. 緊急・災害時は、通常と異なり災害対策等の対応もあり、電話対応が厳しい状況もございますので、保育所への電話は極力控えて頂くと助かります。ご協力の程よろしく申し上げます。

(お問い合わせ)

西原町役場 福祉部 こども課  
945-5311 (直通)